

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	板橋中央看護専門学校
設置者名	医療法人社団明芳会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	102	10	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校窓口（教務課）において閲覧が可能。授業科目一覧の中で、教員の実務経験に関するチェック欄あり。
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 理事（役員）名簿の公表方法

--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
(備考)			

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	板橋中央看護専門学校
設置者名	医療法人社団明芳会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	教職員会議
役割	<p>○板橋中央看護専門学校 細則から抜粋 ○構成員は、定員6名で行い、学校長が学校運営において適切な助言ができる者を選任する。</p> <p>(目的) 第22条 本会議は学校の教育上重要な事項について審議し、学校長の諮問に応えることを目的とする。</p> <p>(構成) 第23条 本会議は次の者で構成する。 ①学校長、②副校長、③教務主任、④事務長、⑤その他、学校長が必要と認める構成員以外の者</p> <p>(運営) 第24条 本会議は学校長がこれを召集し、その議長となる。 2 本会議は定例会を月1回行う。ただし、必要に応じて臨時に会議を開く場合もある。</p> <p>(審議事項) 第25条 本会議は次の事項及び、学校長より諮問があった事項について審議する。 (1) 入学に関する事項 (2) 欠席及び休学に関する事項 (3) 転入学・再入学・退学に関する事項 (4) 賞罰に関する事項 (5) 学生の問題に関する事項 (6) 教育方針、教育計画・教育内容に関する事項 (7) 教職員の職務に関わる全般的事項 (8) 自己点検・自己評価及び学校評価に関する事項 (9) その他、学生の教育上必要な事項</p> <p>(議事録) 第26条 本会議は議事録を作成し、会議の日時、出席者、議決の趣旨、その他必要事項を記録する。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考(学校と関連する経歴等)
IMS(板橋中央メディカルシステム)グループ総看護部長	なし	学校運営をしているIMSグループの看護部責任者
IMS(板橋中央メディカルシステム)グループ総務部長	なし	学校運営をしているIMSグループの運営責任者
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	板橋中央看護専門学校
設置者名	医療法人社団明芳会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>【作成について】</p> <p>各授業科目の講義内容について授業評価のアンケート結果をもとに講義内容について検討・検証し、各担当教員がシラバスの作成を行っている。</p> <p>シラバスには、科目名、担当講師または教員、履修時期、単位(時間数)、講義概要目的・目標、講義内容、テキスト、評価方法を明確に提示している。</p> <p>【時期について】</p> <p>毎年、12月～1月に担当教員が作成し、3月の教職員会議で翌年度の事業計画が承認されることで決定する。4月に教職員及び学生へ配布を行い、ホームページに公表または閲覧ができる。</p>	
授業計画書の公表方法	学校窓口(教務課)において「教育課程(冊子)」閲覧が可能。
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>単位の履修認定や卒業の要件については、学則で定められており、授業時間や出欠席の関する規定、試験及び単位履修認定に関する規定は細則で定められている。学則及び細則に基づき、成績審議会が進級・卒業認定を行っている。</p> <p>また、学則及び細則は、学生便覧へ掲載し、学生及び教職員に配布を行い、ホームページに公表または閲覧ができる。</p>	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

(学修の評価)

第11条 学則第11条に基づく単位の履修認定にかかわる学修の評価は、以下の5段階で行い、C(60点)以上を合格とし、当該科目の単位を授与する。

2 60点に満たない場合は不合格となり、Dとする。その場合、当該科目を再履修しなければならない。また、学籍番号や氏名等の必要事項が無記入の場合は0点となる。

3 試験または評価を受ける資格のない場合等はEとする。その場合、当該科目を再履修しなければならない。

評価	点数	判定
A	100～81点	合格
B	80～71点	合格
C	70～60点	合格
D	59点以下	不合格
E		無効

客観的な指標の算出方法の公表方法

学生には学生便覧で公表し、学校窓口(学務課)にて学生便覧を配置し誰でも閲覧することができる。

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

出典元：学生便覧

ディプロマポリシー(卒業認定の方針)

次の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定する。

①人間を理解する能力：人間を身体的・精神的・社会的・文化的側面から総合的に理解することができる。人間を生活の視点からとらえることができる

②関係性を築く能力：他者と自己を尊重し信頼関係を築くことができる。

③倫理に基づき行動する能力：看護者として生命の尊厳を守り、倫理に基づいた行動をとることができる。

④看護を実践する能力：知識や経験を用いて、対象の状況を判断することができる。

多様な場において対象の成長発達段階や健康レベルに応じた看護ができる。

⑤連携・協働する能力：看護専門職の役割と責務を理解し行動することができる。

⑥対象を取り巻く保健・医療・福祉関係者間の協働の必要性について理解できる。

⑦探求し続ける能力：自己の目標と課題を明確にし、積極的かつ継続的に研鑽し続けることができる。最新の知識と技術に関心を持ち続け、より良い看護について考えることができる。

(卒業認定)

第12条 卒業の認定は次の者を対象として、成績審議会で審議し、学校長が認定する。

(1) 出席すべき日数の3分の2以上出席している者。

(2) 定められた教育課程のすべての科目が履修認定されている者。

卒業の認定に関する方針の公表方法

学生には学生便覧で公表し、学校窓口(学務課)にて学生便覧を配置し誰でも閲覧することができる。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	板橋中央看護専門学校
設置者名	医療法人社団明芳会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	毎年6月上旬に、学校窓口（学務課）にて閲覧可能
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		医療専門課程	看護学科（3年制）	○	-		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	103単位	45単位	35単位	23単位		
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
240人		218人	1人	19人	3人	22人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） （概要） 様式第2号の3【（3）厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の1.を参照
成績評価の基準・方法 （概要） 様式第2号の3【（3）厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の1.を参照
卒業・進級の認定基準 （概要） 様式第2号の3【（3）厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の1.を参照
学修支援等 （概要） 学年担任制で学生個々の生活状況や学修状況を把握して支援している。国家試験対策では各種スクールを行い、補習講義や個別指導など成績向上に向け支援している。精神的な安定を図るため、1回/週、臨床心理士によるカウンセリングを実施している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
62人 (100%)	0人 ( 0%)	62人 (100%)	0人 ( 0%)
（主な就職、業界等） IMS グループ医療機関（板橋中央総合病院・高島平中央総合病院 等）			
（就職指導内容） 2年生の夏より病院見学及びインターンシップへ参加。 2年生の夏から秋にかけて履歴書作成の指導。 2年生の秋から冬にかけて面接指導（服装、言葉遣い等）。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 看護師免許取得・助産師学校受験資格・保健師学校受験資格			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
220人	7人	3.2%
（中途退学の主な理由） 進路変更・体調不良等		
（中退防止・中退者支援のための取組） ・スクールカウンセラーの配置（1回/週） ・教員との個別定期面談 ・経済的に問題ある学生には IMS グループ医療機関における短期就業案内 ・進路や就職支援の実施		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	250,000 円	600,000 円	30,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
IMS グループにおける奨学金制度				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://ims.gr.jp/itakango/about/info.html">https://ims.gr.jp/itakango/about/info.html</a>
学校ホームページ 学校自己点検・自己評価で開示。
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)
自己点検・自己評価委員会 (目的・設置) 第 48 条 本委員会は教育活動の維持の向上を図るとともに時代に対応した社会的貢献を果たすため、教育活動等の状況について自ら点検及び、評価 (以下「自己評価」という) を行い、その結果を公表するものとする。 2 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価 (以下、「学校関係者評価」という) を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表する。 3 前 2 項に定める自己評価及び学校評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。
(組織) 第 49 条 本委員会は次の者で構成する。 ①学校長、②副校長、③事務長、④教務主任、⑤その他学校長が指定した者 本委員会は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。
(運営) 第 50 条 本委員会は、自己点検・自己評価の基本方針・実施方法を策定し、教職員に依頼しその成果を総括評価し、報告書を作成する。本校の HP 上で公開する。
(協議事項) 第 51 条 自己点検・自己評価項目及び学校評価項目は次のとおりとする。 (1) 教育理念・教育目的・教育目標 (2) 教育課程・教育活動 (3) 学生生活支援 (4) 学校経営・管理 (5) 教職員の育成
(改廃) 第 52 条 この規定の改廃は、運営会議の議を経て決定する

(議事録) 第 53 条 本委員会は議事録を作成し、会議の日時、出席者、協議事項、審議の結果、その他必要事項を記録する。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
IMS (板橋中央メディカルシステム) グループ本部事務局看護部	2025. 4. 1 ～2027. 3. 31	学校運営をしている IMS グループの看護部 責任者
IMS (板橋中央メディカルシステム) グループ本部事務局看護部	2025. 4. 1 ～2027. 3. 31	学校運営をしている IMS グループの看護部 学生担当
相原病院	2026. 4. 1 ～2027. 3. 31	板橋中央看護専門学 校 同窓会会長
板橋中央総合病院 看護部	2025. 4. 1 ～2027. 3. 31	板橋中央看護専門学 校 実習担当施設
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://ims.gr.jp/itakango/about/info.html">https://ims.gr.jp/itakango/about/info.html</a>		
学校ホームページ 学校自己点検・自己評価で開示。		
(備考)		
第三者評価は未実施。次年度以降、実施を検討しているが、時期は未定。		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://ims.gr.jp/itakango/about/info.html">https://ims.gr.jp/itakango/about/info.html</a>
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H113311900054
学校名 (〇〇大学 等)	板橋中央看護専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	医療法人社団明芳会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生 (内数) ※家計急変による者を除く。		43 人 (24 人)	39 人 (21 人)	82 人 (45 人)
内 訳	第Ⅰ区分	17 人	14 人	
	(うち多子世帯)	( - 人)	( -人)	
	第Ⅱ区分	- 人	- 人	
	(うち多子世帯)	(-人)	(-人)	
	第Ⅲ区分	- 人	- 人	
	(うち多子世帯)	( 0人)	( 0人)	
	第Ⅳ区分 (理工農)	0 人	0 人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	- 人	- 人	
区分外 (多子世帯)	13 人	14 人		
家計急変による 支援対象者 (年間)				- 人 (0 人)
合計 (年間)				82 人 (45 人)
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0 人
----	-----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0 人	0 人	0 人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 <small>（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）</small>	0 人	0 人	0 人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0 人	0 人	0 人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0 人	0 人	0 人
計	0 人	0 人	0 人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	0人
前半期	0 人
後半期	0 人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	14人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	14人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。